(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為
② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。）
⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 訪問介護利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について （ 令和6年4月1日改正 ）

区分	サービス提供時間数 / サービス提供時間帯	20分未満				20分以上30分未満			
		利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割		1割	2割	3割
身体介護	昼間	1,630円	163円	326円	489円	2,440円	244円	488円	732円
	早朝・夜間	2,040円	204円	408円	612円	3,050円	305円	610円	915円
	深夜	2,450円	245円	490円	735円	3,660円	366円	732円	1,098円
	サービス提供時間数 / サービス提供時間帯	30分以上1時間未満				1時間以上1時間30分未満			
		利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割		1割	2割	3割
	昼間	3,870円	387円	774円	1,161円	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	早朝・夜間	4,840円	484円	968円	1,452円	7,090円	709円	1,418円	2,127円
	深夜	5,810円	581円	1,162円	1,743円	8,510円	851円	1,702円	2,553円